

令和6年4月26日

保護者各位

田村市立船引小学校長 佐久間 敏晴

安全な自転車の乗り方について

花冷えの候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、子どもたちの自転車による事故を防ぐため、学校では以下のようなきまりを設けて指導をしております。

つきましては、保護者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

なお、外出や自転車乗りの判断を子どもだけにさせないようよろしくお願いいたします。

記

《安全な自転車乗りのきまり》

- (1) 違う道路に出るときは、必ず、**いったん止まって**左右の確認をする。
- (2) 交差点や踏切では、**いったん止まって**左右を確かめてから自転車を押して渡る。
- (3) 交通のきまりを守り、道路の**左端**を走る。**スピードを出しすぎない**。
- (4) 2人乗りはしない。
- (5) 荷物をいっぱいのせたり、かごに大きすぎる（長すぎる）物を入れたりして、運転しない。
- (6) 自転車で走る際には、横に並んで走ったり、ジグザグ運転したり、手放し運転をしたりしない。
- (7) 暗くなったら自転車に乗らない。**(暗くなる前に家に帰る。)**
- (8) 自動車の通る道路に自転車をおいて遊ばない。
- (9) 児童だけで自転車で学区外に出かけない。
- (10) 右側に記載の禁止道路では乗らない。（保護者同伴の場合は、保護者の判断による。）
- (11) 禁止道路以外でも、自動車の往来が激しいときには乗らないようにする。
- (12) **低学年（1，2年生）は、自動車の通る道路では乗らないで手でおして通り、広場や自宅の庭などの安全な場所で乗るようにする。**
- (13) 自分の体に合った（両足のつま先のつく）自転車を使用する。
- (14) よく整備された自転車を使用する。ブレーキの壊れている自転車には絶対乗らない。
- (15) **必ずヘルメットを着用する。**



◀ 学区内の禁止道路・危険道路 ▶

[禁止道路] 交通量が多く、危険なため自転車乗りを禁止する道路（※別葉）

- ① 国道 288 号全線
- ② 主要地方道船引 大越 小野線（小沢入口付近と安久津橋から陸橋まで）
- ③ 駅前通り（駅前から旧シミズストア前まで）
- ④ 安久津通り（駅前から安久津橋まで）

[危険道路] スピードを出す車が多いため、特に注意をして自転車に乗る必要がある道路

- 駅前道路の禁止道路以外の道路
- 安久津通りの禁止道路以外の道路
- 市役所前通り
- 幼稚園前通り
- 国道 349 号線（源次郎線）
- 旧国道 349 号線（小学校裏の川沿いの道路）
- 船引中学校前の市道（石崎団地～288 号線）
- 市営運動場，東部団地周辺道路
- 新町街道（磐城常葉駅前の道路）

※ その他、交通量が多く、危険な道路（箇所）があるかもしれません。基本的に自転車乗りについてはご家庭の責任でご指導をしてくださるようお願いいたします。

～ ヘルメット着用についてのお願い ～

道路交通法により、保護者は自分の子（13歳未満）が自転車に乗る際にヘルメットを着用させる義務（努力義務）を負います。

自転車事故での致死率は、ヘルメット着用に比べて、非着用だと約2.5倍にもなるそうです。ヘルメットを正しく着用することにより、頭部損傷による死亡は防ぐことができます。

本校では、ヘルメット着用が自転車乗りの条件です。必ずヘルメットを着用させてください。

※ ヘルメットを着用していても、衝撃を受ける前に脱げたのでは効果は期待できません。サイズが合っていること、着用とともにともにあごひもを正しくつけることも重要です。

～ 自転車損害賠償責任保険加入のお願い ～

福島県自転車条例により「自転車損害賠償責任保険」に加入することが義務となりました。（令和4年4月1日より）お子さんの自転車については保護者様で保険加入をしていただきますようお願いいたします。